



新庁舎建設特別委員会  
委員長 仲田 稔

新庁舎建設特別委員会は平成 27 年 12 月に設置され、これまでに 14 回の会議を経て参りました。新庁舎**基本計画案**での協議質疑から建設**基本設計**の策定まで 1 年以上。それを受けた建設**実施設計**まで、さらに 1 年の協議が継続されてきました。

新庁舎建設は実施設計の策定中であり、情報共有と意見協議を行うため新庁舎建設特別委員会で審査を継続してきました。第 2 次総合計画は策定スケジュールをにらみながら、議会として集中審査を行うため、第 2 次総合計画策定特別委員会を設置しました。



議長 吉田幸太郎

## 平成 29 年 12 月議会

## 平成29年度一般会計 補正予算

12 月議会において、提案された補正予算項目に、新庁舎建設における※継続費が計上された。(実質の歳出は 30 年度より)

**Q** 新庁舎整備事業の継続費、平成 32 年度までの総額で 79 億 5000 万円が計上された。実質の支出は翌年度からだが、今回の補正予算で継続費を計上した理由は。

**A** 年度内の 3 月には工事発注を行う予定で、当然支出負担額がかかり、その契約準備行為が始まるからである。平成 30 年度の予算については、3 月議会の新年度予算で上程させていただきたい。

### 実施設計を反映した事業費(継続費)の内訳(億円)

区分	金額	備考
建築本体工事	64.5	建築、電気、機械等
外構工事	3.2	駐車場、植栽等
付帯工事	1.0	倉庫、車庫
工事監理費	1.4	工事監理費
その他工事	0.5	歩道橋改修
解体工事費	2.9	現庁舎解体等
消費税	6.0	8 及び 10%
合計	79.5	

※什器、備品、システム、移転費は別途計上予定

※継続費とは…通常、歳入歳出予算が会計年度独立の原則により、経理されているのに対し、継続費はその例外をなすものである。継続費は 2 会計年度以上にまたがって経費を支弁する必要がある事案について、予算の定めるところにより、その経費の総額及び年割額を定め、数年度にわたって支出することができることとされている。

## 新庁舎建設特別委員会 主な質疑

**Q** 机の配置だが、守秘義務の関係でカウンターの内側に高いキャビネットを配置し、相談に来た市民と職員の距離を作るのは再考できないか。

**A** 職員の机の上の書類が見えない程度の高さであるので、問題ないと考えている。

**Q** 規模は異なるが、これまで本市は分離発注方式を採用してきた。その判断はおそらく工事単価の抑制だと思うが、一括発注でないで工期が守れない等の懸念があるからか。

**A** これまでにない規模の工事であり高度な施工管理、安全管理が必要になる。また、円滑な工程管理、工事品質の確保ができコストの削減や責任の明確化も図れる。入札についても分離発注だと不調のリスクが高まる。以上を鑑み一括発注が良いと判断した。

**Q** 国道上の歩道橋について国と相談しているか。また、今の色は新庁舎に合わないと思うが。

**A** 歩道橋については現在一方通行の道をまたいでいる部分は撤去し、国道をまったく部分は残る。また、新たに西側にも階段を増設する。色については今後よく協議していく。

**Q** 本工事を通じた市内経済の活性化とは具体的にどういふことか。

**A** 元請業者に対し下請けや孫請けの業者をできるだけ市内業者から選定していただき、資材等についても市内製品を調達するよう呼びかける。

## 新庁舎実施設計 全会一致で賛成!



### 新庁舎建設に向けた 今後の予定

- 3月上旬 「入札公告」
- 4月下旬 「入札執行」
- 入札事務終了確認後 「新庁舎建設特別委員会にて入札結果の報告」
- 6月議会 「契約承認の議決」 (入札結果によつて変更もあり)
- 議会承認後 「本契約」
- 「建設工事開始」 (作業進行状況により、予定は柔軟に変更されます)

# 新庁舎建設特別委員会審査

平成 29 年第 4 回定例会は 11 月 24 日に開会し、12 月 14 日までの日程で開かれました。一般会計補正予算に、新庁舎建設の継続費が計上されるなど、建設に向けた具体的な議決事項が上程されました。平成 24 年から始められた新庁舎建設の検討は協議段階から、議会議決の段階に入ります。また、平成 27 年度に設置され、継続審査してきた「新庁舎建設特別委員会」ですが、今議会で第 14 回目の開催があり実施設計の承認を行いました。



市役所前の市道は建設準備のため  
通行止めになりました

### なぜ「一括発注」で入札？

「工程管理の難しさ」が課題  
深谷市においても前例のない規模の建設工事となります。その上、工事期間中に同一敷地内で現庁舎を使用しなければならず、安全管理の徹底は、更地での建設工事のそれとは別次元の管理が求められます。

また、建設の工程管理においては、合併特例債の活用期限(平成 32 年度)が迫った工事スケジュールになることから、滞りない工期が望まれます。以上のことから、現庁舎の管理体制と建設施工との調整事務を一元化させるねらいもあり、それらを総合的に勘案した結果、「一括発注」として入札することとしました。

### ※分離発注と一括発注とは

深谷市では、公民館建設等での入札は分離発注方式が採用されてきました。分離発注とは、建築工事と電気、機械設備工事を別々の入札として執行するのに対して、一括発注とはそれらをまとめて一つの入札で行うことをいいます。

### 【県内近年の庁舎建設】

- 北本市 (26 年度)
- 秩父市 (28 年度)
- 新座市 (29 年度)
- 桶川市 (30 年度)
- 吉川市 (30 年度)

### これまでの経緯は

8 月号参照

